

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県下高井郡山ノ内町

3 地域再生計画の区域

長野県下高井郡山ノ内町の全域

4 地域再生計画の目標

山ノ内町の人口は令和7年(2025年)12月1日現在で10,947人であり、昭和30年(1955年)をピークに減少が続いており、昭和60年(1985年)の住民基本台帳人口18,723人から40年経過し7,776人の減少(▲41.5%)となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和52年(2070年)には3,689人に減少し、令和7年(2025年)と比較して約3分の1にまで減ると推計されている。

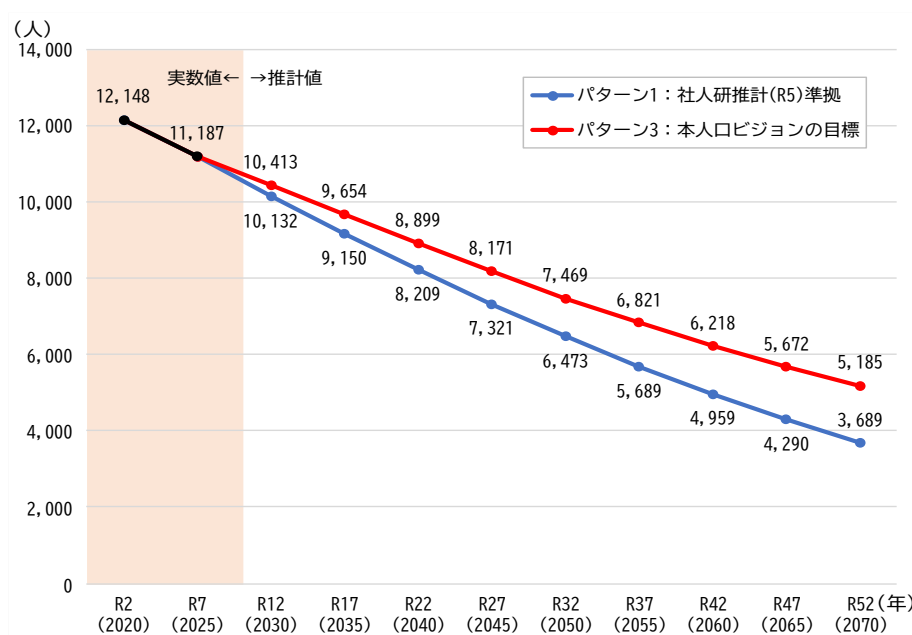
年齢階層3区分別人口構造の昭和60年(1985年)から令和7年(2025年)までの推移をみると、65歳以上の高齢人口は13.9%(2,606人)から42.1%(4,709人)と40年間で28.2ポイントも増加している一方で、15歳未満の年少人口は20.3%(3,798人)から7.6%(855人)と12.7ポイント減少しており、少子高齢化が大きく進んでいることがわかる。また、15歳から64歳の生産年齢人口は65.8%(12,319人)から50.3%(5,623人)と減少を続けている。なお、生産年齢人口と高齢人口は令和22年(2040年)以降その人口が逆転する見込みであり、今後さらに少子高齢化が進む見込みとなっている。

自然動態をみると、平成11年(1999年)には出生数が111人、死亡者数は147人であったものの、令和6年(2024年)には出生数が30人、死亡者数が155人と自然減の状況が続いており、特に平成20年(2008年)以降は100人減を超える状況が続いている。また、合計特殊出生率については、人口動態保健所・市町村別統計によると、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までで1.39となっている。

社会動態をみると、平成 11 年（1999 年）以降、転入数・転出数が増減を繰り返し、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いていたが、令和 4 年（2022 年）に社会増に転じた。ただし、近年の社会増は一時的な状況であることも考えられることから、社会動態の状況は依然として予断を許さない状況である。

町内で従事している人口を産業別にみると、男性は農業、宿泊業・飲食サービス業、建設業の順に多く、女性は農業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉の順に多くなっている。一方産業別特化係数についてみると、男性、女性ともに農業（男性 7.93、女性 10.65）が最も高く、次いで宿泊業・飲食サービス業（男性 6.35、女性 3.29）が相対的に高くなっており、本町の中心的産業が農業と観光であることがわかる。しかしながら、農業従事者の高齢化と後継者不足、レジャーの多様化を背景としたスキー離れ等による観光入込の落ち込みから、町の農業と観光の産業は縮小傾向にあり、今後も人口減少の局面が続くことは避けられない。

この分析をもとに、令和 2 年（2020 年）国勢調査人口 12,148 人を基礎とした国立社会保障・人口問題研究所の令和 12 年（2030 年）推計値 10,132 人をベースに合計特殊出生率、純移動率、生存率等によるシミュレーションを行い、出生率の改善、移住定住施策の推進等、自然増、社会増に対する様々な人口対策の事業に取り組むことにより、山ノ内町人口ビジョンの令和 52 年（2070 年）の目標人口を 5,185 人に設定し、第 6 次山ノ内町総合計画最終年の令和 12 年（2030 年）の目標人口を 10,413 人に設定した。



第3期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、予測される人口減少を極力食い止めることはもちろん、将来にわたって持続可能な「未来に羽ばたく 夢と希望のある健康な郷土（まち）」を基本方針とし、持続的なまちづくりを目指して地方創生2.0基本構想に整合する横断的な施策を展開することとしている。

第3期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本計画においても、次の事項を基本目標として掲げ、取り組みを推進する。

- ・基本目標1 ひとがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土(まち)
- ・基本目標2 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土(まち)
- ・基本目標3 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土(まち)
- ・基本目標4 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土(まち)
- ・基本目標5 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土(まち)

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	観光入込数	415万人	450万人	基本目標1
	新規就農者数(5年間累計)	59人	60人	
イ	合計特殊出生率	1.39人	1.42人	基本目標2
ウ	生涯学習への参加者延人数	2,807人	2,900人	基本目標3
エ	社会移動 (転入-転出)	65人	70人	基本目標4
オ	山ノ内町に住みたい人の割合	64.0%	70.0%	基本目標5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア ひとがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土(まち)をつくる事業

イ いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土(まち)をつくる事業

ウ 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土(まち)をつくる事業

エ 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土(まち)をつくる事業

オ みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土(まち)をつくる事業

② 事業の内容

ア ひとがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土(まち)をつくる事業

地域ブランド力を強化し、様々な地域資源＝魅力を有機的に結びつけることで未来につながる産業を活性するほか、地域資源を生かした働き場所の提案により、移住定住者を獲得し、友好都市・協定都市との関係をさらに深化させることにより、交流人口や関係人口を増加させる事業

【具体的な事業】

- ・志賀高原ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり
- ・農産物の高付加価値化
- ・森林の整備・保全
- ・持続可能な経営基盤の強化
- ・就業環境の充実
- ・都市交流の促進
- ・支援体制の充実 等

イ いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土(まち)をつくる事業

誰もが心身ともに健康であることが元気につながり、こどもから高齢者まですべての人、お互いが支え助け合える地域共生社会を目指し、町民誰もが住み慣れた地域の中で夢と希望をもって暮らすことができるよう保健・医療・福祉を充実させる事業

【具体的な事業】

- ・結婚活動支援の推進
- ・こどもの居場所づくり
- ・健康づくりの推進
- ・安心して受診できる環境づくり
- ・皆で支えあう地域福祉社会づくり
- ・高齢者の生きがいつくり
- ・社会参加しやすい環境づくり 等

ウ 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土(まち)をつくる事業

次世代を担う子どもたちの一人ひとりが平等に質の高い教育を受けられ、生涯を通じて誰もが自由に学んで生きがいのある生活を送るとともに、先人たちが培ってきた地域の文化を自信と誇りをもって次世代へ継承する事業

【具体的な事業】

- ・就学環境の充実
- ・健全育成のための協働
- ・就学の支援
- ・生涯学習の充実
- ・生涯スポーツ活動の充実
- ・文化財の保護と活用
- ・文化芸術活動の充実 等

エ 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土(まち)をつくる事業

緑豊かな自然と美しい景観を生かした環境に誇りをもって住み、循環型社会や環境に対する意識を高めるとともに、自然災害や犯罪等の社会不安から生命・財産を守り、町民協働による安全で安心な住みよい環境を構築する事業

【具体的な事業】

- ・国土利用計画との調整
- ・良好な住環境づくり
- ・地域を結ぶ道路づくり
- ・飲用水の安定供給

- ・公園・緑地の整備
- ・自然環境の保全
- ・良好な景観の形成
- ・CO₂排出実質ゼロに向けた取り組み
- ・交通安全対策の充実
- ・消費生活に関する啓発活動の推進
- ・地域防災力の向上 等

オ みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土(まち)をつくる事業

町民一人ひとりが郷土づくりに関心を持ち積極的に参加できる仕組みをつくり、社会システムの効率化や公共施設等の長期的視野に基づく再編成を進め、情報の公開を行うとともに、行政サービスの向上や広域的連携を行い、健全で持続可能な行政運営を目指す事業

【具体的な事業】

- ・コミュニティ意識の醸成
- ・協働のまちづくりの推進
- ・窓口サービスの充実
- ・行政運営の効率化
- ・広域行政の推進
- ・町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

※ なお、詳細は第3期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

※ 令和7年度に実施した事業の効果検証及び事業内容等については、第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度11月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイトにて公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和13年(2031年)3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 地域未来交付金（地域未来推進型）の活用（内閣府）：【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和13年(2031年)3月31日まで